

ICT施工導入支援助成金交付要綱

令和3年8月31日	建設局長決裁
令和4年9月22日	一部改定
令和6年3月13日	一部改定
令和7年2月21日	一部改定
令和8年3月31日	一部改定

(目的)

第1条 この要綱は、建設業界における働き方改革の推進や現下の厳しい担い手不足に鑑み、建設産業の将来にわたる持続可能な体制維持に向け、ICT施工の普及・定着による建設現場の生産性向上を図るべく、ICT施工の導入を目指す企業を支援するための助成金の交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「ICT施工」とは、起工測量、設計データ作成、建設機械による施工、施工管理、納品の各段階でICT技術を活用し施工するものとして、国土交通省の関係要領に準ずるものをいう。
- (2) 「対象事業主」とは、次のi及びiiのいずれにも該当する者をいう。
 - i 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者）で、当年度又は過去5年の間に札幌市発注工事の契約実績がある者。
 - ii 札幌市税に滞納がない者。ただし、次のiiiからviのいずれかに該当する者は対象事業主とはならない。
 - iii 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - iv 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団
 - v 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - vi その他交付目的に照らして助成金の交付を受けることが不適當であると市長が認める者

(助成の対象となる取組)

第3条 前条で定める対象事業主が、ICT施工の導入を目指すために行う施工及び人材育成に関する取組のうち、別表1（ア）の①から③のいずれか（複数選択可）に該当する取組とする。ただし、国（独立行政法人を含む）や他の自治体等から同様の助成金を受けているもの（受けることが決定しているものを含む）については、助成の対象とはならない。

(助成金額)

第4条 前条に掲げる取組について、予算の範囲内において対象事業主に対して、取組内容に応じて別表1（イ）に示す金額を助成するものとする。ただし、別表1（ウ）を同一年度内における各対象事業主の助成金額の上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、「ICT施工導入支援助成金交付申請書（様式1）」に、対象事業主に該当しないものではない旨の誓約をしたうえで、「ICT

T施工導入に係る実施計画書（様式2-①～③）」のほか、別表2（エ）に示す書類と合わせて市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を「ICT施工導入支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式3）」により、対象事業主に通知するものとする。

2 対象事業主は、助成金の交付決定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、その内容を速やかに市長に対して報告し、必要に応じて前条で定める書類を提出しなければならない。

（成果の報告）

第7条 実施計画書に掲げた取組の実施後、対象事業主は「ICT施工導入支援に係る成果報告書（様式4及び様式4-別紙①～③）」のほか、別表2（オ）に示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。（申請を行った年度の末日である3月31日までに報告する）

（審査）

第8条 市長は前条に基づく報告を受けた後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金を交付するものとする。

（調査等への協力）

第9条 対象事業主は、この要綱による助成金の交付等に関して、必要な調査等を市長が行うときにはこれに協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができ、既に助成金を交付している場合は、期限を定めて、その助成金の返還を請求するものとする。取消しにあたっては、「ICT施工導入支援助成金交付決定取消通知書（様式5）」により対象事業主に対し通知するものとする。

- (1) 実施計画に掲げた取組の実施を確認できないとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 助成金の目的に照らして助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
- (5) 第9条に基づく調査に協力を得られないと認めたとき。
- (6) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

	対象となる取組 (ア)	助成金額 (イ)	年度内上限 (ウ)
① ICT 施工の実践	<p>当年度の札幌市発注工事※（ICT施工に係る設計変更の対象となる工事を除く）においてICT施工を実践するもので、以下の<u>全て</u>を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工に関して発注者と協議済みであるもの ・起工測量、設計データ作成、建設機械による施工、施工管理、納品のうち、設計データ作成と施工管理もしくは設計データと機械施工のいずれか組合せを含む施工を実施するもの 	50万円	1企業1回
② 研修等 への参加	<p>雇用している技術者が、ICT施工に関連する研修（セミナー、操作説明会を含む）等を受講するもので、以下の<u>いずれか</u>を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、関連業界団体が主催、共催、もしくは後援するもの ・建設系CPD協議会加盟団体の認定プログラムとなっているもの 	3万円/人・回	1企業9万円
③ 社内研 究・研修等 の開催	<p>対象事業主が、ICT施工に関連する社内研修、社内報告会等を開催するもので、以下の<u>いずれか</u>を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家（建設機械のメーカーやリース会社の担当者、または、これらと同等の技術的知見を有する者）を招いた社内研修 ・雇用している技術者（ICT施工又は関連する研修の実績がある者）による社内報告会 	<p>3万円/回（参加者が10人未満の場合）</p> <p>6万円/回（参加者が10人以上の場合）</p>	1企業9万円

※ 「当年度の札幌市発注工事」には、ゼロ市債工事や繰越工事など、前年度に契約を締結し当年度に施工を行う工事を含む。

別表 2

対象となる 取組 (ア)	申請書類 (エ)	報告書類 (オ)
① ICT 施工の実践	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書 (様式 1) ● 実施計画書 (様式 2 - ①) ● 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度の札幌市発注工事の契約書 (名称、金額、工期がわかるページの写し) ・ 関係図面 (施工範囲、予定数量がわかるもの) ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果報告書 (様式 4、様式 4 - 別紙①) ● 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施状況写真 ・ その他市長が必要と認める書類
② 研修等 への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書 (様式 1) ● 実施計画書 (様式 2 - ②) ● 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集案内チラシ ・ 参加申込書 (写) ・ 雇用関係証明書 (写) ・ 当年度又は過去 5 年間の札幌市発注工事の契約書 (名称、金額、工期がわかるページの写し) ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果報告書 (様式 4、様式 4 - 別紙②) ● 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講証明書 ・ CPD 記録の登録承認が確認できる書類 (登録記録証明書、登録承認通知、登録プログラム一覧表等) 注) CPD 認定プログラムの場合のみ ・ その他市長が必要と認める書類
③ 社内研 究・研修等 の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書 (様式 1) ● 実施計画書 (様式 2 - ③) ● 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度又は過去 5 年間の札幌市発注工事の契約書 (名称、金額、工期がわかるページの写し) ・ その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果報告書 (様式 4、様式 4 - 別紙③) ● 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者名簿 ・ 実施状況写真 ・ 配布資料 (テキスト等) ・ その他市長が必要と認める書類

※複数の取組を実施する場合、重複する書類の提出は不要。